



所定疾患施設療養費の算定について

当施設では、入所者のニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患（肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪）を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

・算定要件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、(I)を算定するときは、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するもので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
※(II)を算定する場合は、検査等をする医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - I) 肺炎（検査を実施した場合に限る）
 - II) 尿路感染症（検査を実施した場合に限る）
 - III) 带状疱疹
 - IV) 蜂窩織炎
 - V) 慢性心不全の憎悪
4. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を記載すること。
5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表、ホームページ等を活用し、報告すること。

・主な検査・治療内容

診断名	検査内容・治療内容
肺炎	レントゲン、採血検査、点滴、内服 など
尿路感染症	検尿、採血検査、点滴、内服 など
带状疱疹	点滴、内服、軟膏塗布 など
蜂窩織炎	採血検査、点滴、内服 など
慢性心不全の憎悪	注射、酸素投与 など

・主な検査・治療内容

○2023（令和5年）年度

診断名/年月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
診断名/年月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0

○2024（令和6年）年度 ※2024年度より慢性心不全の憎悪が追加

診断名/年月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	人数	0	0	1	0	0	0
	日数	0	0	7	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
慢性心不全 の憎悪	人数	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	0	3
診断名/年月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数						
	日数						
尿路感染症	人数						
	日数						
带状疱疹	人数						
	日数						
蜂窩織炎	人数						
	日数						
慢性心不全 の憎悪	人数						
	日数						